

水道施設構内工事
保安施設基準

岡山県広域水道企業団

水道施設構内工事保安施設基準

水道施設構内（浄水場・ポンプ場・受水及び供給施設を示す。以下「構内」という。）で作業する工事業者は常に次の事項を厳守しなければならない。

水道施設構内への入退場

第1条 構内へ入退場する場合は清潔を旨とし、次の事項に従うこと。

- (1) 構内へ入場する場合は、維持管理担当課監督員（以下「監督員」という。）へ事前に入場許可願を提出し、入場許可を受けること。
また、入退場時には必ず監督員に連絡すること。
- (2) 工事現場代理人あるいは工事主任技術者は、毎日、監督員にその入場者数を届け出ると共に作業員に保安帽及び腕章を着用させること。
- (3) 構内への車輛の入場は原則として禁止する。ただし、作業用具及び作業用品の搬入のため構内へ入場する必要があるときはその旨を申し出、許可を受け、指定された場所に駐車すること。なお、この場合、構内といえども道路交通法を遵守するとともに、制限速度は10 km/h とし、作業終了後速やかに退場すること。

工事現場の管理

第2条 工事現場の管理を次の各号に従い行うこと。

- (1) 構内での工事施工については、事前に工事内容の打合わせを監督員と行い、工事工程表を監督員に提出すること。現場代理人は、工事中も工事状況を綿密に監督員へ連絡し、工事の完成に務めること。
- (2) 地下埋設物、地上施設物あるいは機器に接近して作業をする時は、次の各項に従い状況に応じて監督員の指示を受けること。
 - ア 地下埋設物より1 mの距離に接近して作業をする時は、監督員の指示を受け地下埋設物を確認し、作業員に埋設物の内容を周知し、充分注意して施工すること。

- イ 地上施設物あるいは機器より0.5mの距離に接近して作業する時は、監督員の指示を受けその施設物を確認し、作業員にその施設物の内容を周知させ充分注意して施工すること。
- (3) 工事現場での危険物の取扱いについては、請負者は事前に現場代理人を通じ監督員からその使用許可を得ること。
- ア 工事現場での法定危険物を取扱う場合は危険物取扱責任者並びに現場代理人を明記した使用許可願を提出し、関係官庁の許可を受けること。
 - イ 工事現場では危険物取扱責任者を定め、その取扱いに万全を期すること。
 - ウ 危険物使用場所には標示板を設置し、その内容及び責任者を明示すること。

工事保安施設の設置

第3条 工事現場の保安施設は次の各号に従い、標識、標示、保安施設の設置を行うこと。

- (1) 構内で工事を行う場合は、必要に応じて次のとおり標識を設置すること。
- ア 規制標識「通行止」「車両通行止」「片側通行」などの標識を工事現場の両端に設置すること。
 - イ 警戒標識「工事中」「作業中」「注意」などの標識が必要と考えられる場合は、工事現場の両端またはその手前5mの地点に設置すること。
 - ウ 標識の高さは2mとし、警戒標識は黄色部分を、規制標識は白色部分を反射色とすること。なお、工事現場の形状その他の理由により定められた位置に設置出来ない場合、またはこれらの位置に設置すると著しく見にくい場合は監督員の指示により位置を変更することができる。

エ 用水供給に直接影響を及ぼすおそれのある現場では、送水に支障をきたさないように迂回路を設け、その入口に迂回路標示板を設置して、その通路を明示すること。

(2) 構内で工事を行う場合は、工事名、工事着工完工年月日、施工者名並びに連絡先を明記した工事表示板を工事現場の見易い位置に設置すること。ただし、30日以内に完了する軽易な工事並びに監督員の指示によりその掲示板を省略した工事については標示板を設置する必要はない。

(3) 工事現場での用水供給に対する危険の程度並びに工事安全管理の程度により、次の各項に従い保安施設を設置しなければならない。

ア 保安柵は、既設の埋め込み柱を利用し堅固に作る常設型またはロープ型若しくはバリケードのうちいずれかを監督員と打合わせの上決定し設置すること。

イ 保安柵の規格は高さ0.8mから1.0mまでとし、材料は木製以上の強さを有し、容易に破損しないものとする。なお、柵及び支柱には反射テープを付けるものとする。

ウ 工事現場の安全を確保するため、監督員と協議の上、両端及び両側に赤色注意灯及び点滅式赤色注意灯を設置しなければならない。これは150m以上の距離から確認出来るものとする。

エ 工事現場の照明には、昼夜連続で行われる用水供給に支障をきたさないよう必要な設備を設置すること。

企業団施設及び物件の使用

第4条 企業団施設及び物件を使用する場合は、使用許可申請書を監督員に提出し、許可を得て使用すること。

安全管理

第5条 工事現場に従事する作業員及び用水供給に従事する職員の安全を確保するため次の各項に遵守すること。

- (1) 現場代理人及び工事主任技術者は、工事現場に従事する作業員及び用水供給に従事する職員の安全に万全を期さねばならない。
- (2) 工事作業員は現場作業に適した作業衣を着用し、工事材料及び器具の整理並びに車輛等に注意し、危険防止に努めること。
- (3) 工事中異常を認めたときは、直ちに監督員に連絡し指示を受けること。

その他

第6条

- (1) 構内作業に従事する作業員は水道法第21条及び水道法施行規則第16条の定めによる検便を実施し、その結果を書面により提出すること。
- (2) 構内での作業に当たっては衛生面及び火災予防に留意し、特に用便及び喫煙は必要な設備を設け、その場所でのみ行うものとする。
- (3) 構内の工作物（植木等）移転については届出書により監督員の許可をとり、施工すること。
- (4) 本基準に定められた事項のうち他の条例規則等に抵触する部分は、それぞれの効力の発効をさまたげない。
- (5) 本基準に定めのない事項及び不明な点は、工事担当課と維持管理担当課の両方で協議の上決定する。

入 場 許 可 願

入 場 許 可 願	課 長		班 長		担 当	
年 月 日	平成 年 月 日 より 平成 年 月 日					
会 社 名 代 表 者	印					
工 事 名						
現場代理人 及び連絡先						
摘 要 (作業人数等)						